

北海道過疎地域持続的発展方針(素案)【概要版】

【趣旨】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定に基づき、道の過疎地域における持続的発展に資する対策の大綱を示すとともに、市町村が過疎地域持続的発展市町村計画を定める際の指針及び道が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画を定める際の指針として策定するもの。

【方針の期間・推進管理体制】

- 期間：令和8年度～令和12年度
- 推進管理体制：全庁横断的に組織する「地域政策推進会議」を中心に、過疎対策に関する関係機関（庁内各部、関係（総合）振興局、関係市町村等）との協議や調整、別に定める北海道過疎地域持続的発展計画に関する実績把握など、適切な推進管理に努める。

◇ 北海道における過疎地域の分布状況

過疎地域市町村 152団体
（22市、117町、13村）
《全道の約84.9%》

※ 経過措置が適用される市町村等
1団体、1区域

全域が過疎地域である団体
(法第2条第1項) 145団体

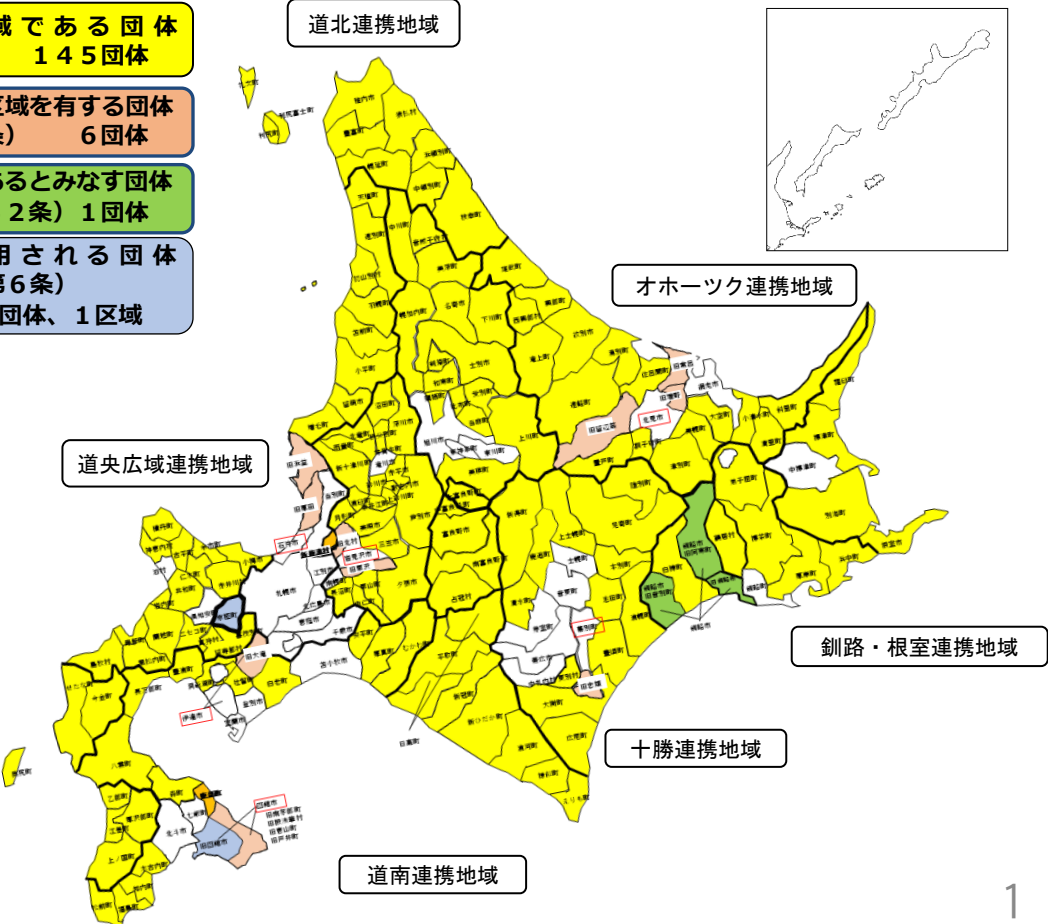
過疎地域とみなす区域を有する団体
一部過疎(法第3条) 6団体

全域が過疎地域であるとみなす団体
みなし過疎(法第42条) 1団体

経過措置が適用される団体
(法附則第5条、第6条) 1団体、1区域

◇ 北海道過疎地域持続的発展方針の構成

- 1 基本的な事項
- 2 施策に関する事項
 - (1) 移住・定住及び地域間交流の促進、人材の育成
 - (2) 産業の振興
 - (3) 地域における情報化
 - (4) 交通施設の整備、交通手段の確保
 - (5) 生活環境の整備
 - (6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進
 - (7) 医療の確保
 - (8) 教育の振興
 - (9) 集落の整備
 - (10) 地域文化の振興等
 - (11) 再生可能エネルギーの利用の促進

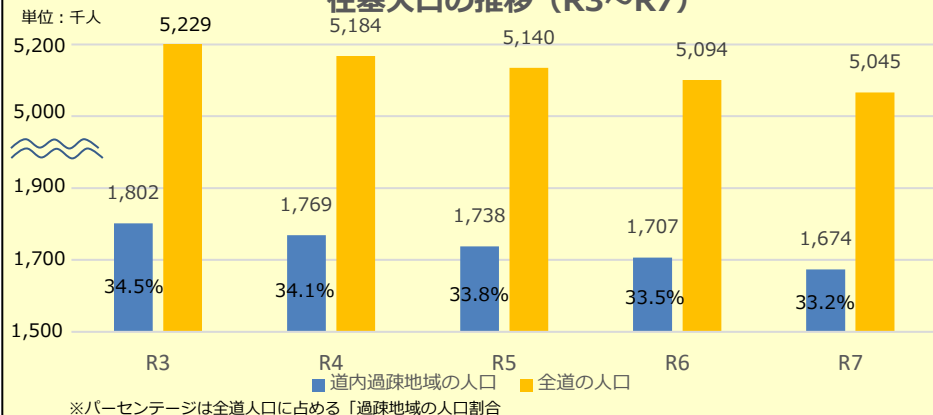


1 基本的な事項

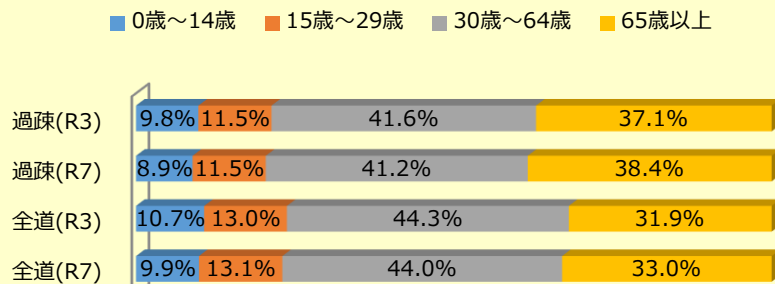
【人口の動向】

- 令和3年から令和7年までの間における住民基本台帳に基づく人口の推移では全道の総人口とともに過疎地域も一貫して減少。
- 年齢階層別人口割合では、高齢化の進行と若年者の流出などによる年齢構成の偏りが全道に比べて顕著になっている。

住基人口の推移（R3～R7）



年齢階層別人口割合の変化



【財政状況】

- 財政力指数は令和3年度から毎年度、全道平均を下回っており、財政力は脆弱な状況。
- 過疎地域の市町村の歳入に占める地方税収割合は13.0%と道内市町村全体と比較して7.5ポイントも低い状況。
- 過疎債発行額は令和3年度は約756億円、令和4年度は約711億円、令和5年度は約851億円発行しており、地方債発行額に占める過疎債発行額の割合は年々上昇。

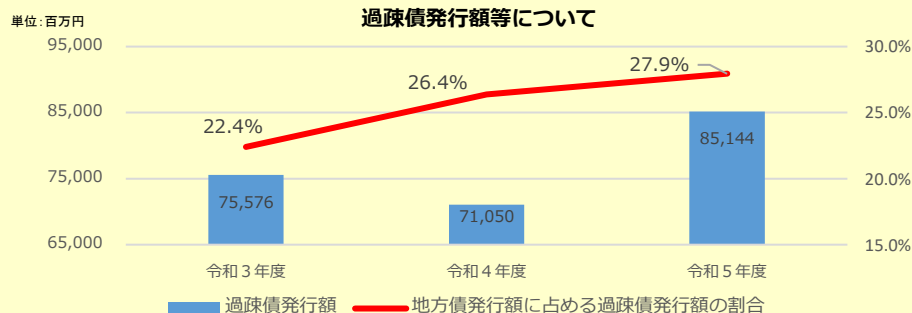
過疎地域市町村における財政力指数の推移（平均）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
過疎地域	0.227	0.223	0.220
全道	0.275	0.271	0.267

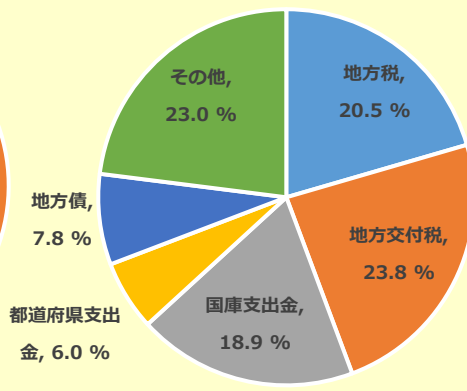
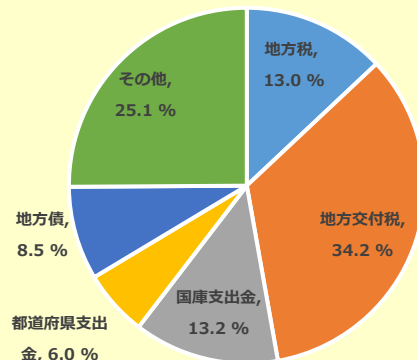
※過疎地域は一部過疎市町村、みなし過疎市町村を含む。 ※財政力指数は過去3年間の平均値としている。
※過疎地域、全道の平均は単純平均としている。

過疎関係市町村歳入決算額（R5年度）

道内市町村歳入決算額（R5年度）



30.0%
25.0%
20.0%
15.0%

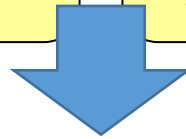


【過疎地域の現状と課題】

- 若年者層を中心とする都市部への人口の流出と高齢化の急速な進行
- 基幹産業の低迷、地域社会や産業の担い手不足による経済活動の停滞
- 広域分散型の地域構造と相まって、医療提供サービスや地域交通の維持など幅広い分野において様々な問題が深刻化
- 財政基盤が脆弱
(財政力指数 過疎地域平均：0.22 全道平均：0.27)

【過疎地域が持つポテンシャルと環境の変化】

- 基幹産業である農林水産業が我が国の食料供給地域として国民の食を支える役割を持つ
- 国土の森林面積22%を占める森林は国土保全や地球温暖化防止等の面で貴重な役割を持つ
- 次世代半導体の製造拠点や環境配慮型のデータセンターの立地などが進められ、脱炭素化やデジタル化といった新たな潮流の中で北海道が日本、世界に貢献する好機を迎えている中で、過疎地域は豊富な再生可能エネルギーの供給により、この環境を支えていくポテンシャルを有している



【過疎地域持続的発展の基本的な方向】

地域固有の特性や多彩な地域資源などのポテンシャルを活かし、多様な主体の連携・協働による個性と魅力があふれ、持続的に発展する地域社会の構築

- 北海道総合計画や北海道創生総合戦略などとの整合を図り、地域資源を持続可能な形で活用しながら、基幹産業の整備や生活環境の基盤整備をはじめ、身近な生活交通の確保、集落の維持・活性化対策、人材育成・確保への支援など様々な支援策を推進。
- 「北海道型ワーケーション」や二地域居住の推進をはじめ、AIなどを活用した未来技術に関する取組、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた地域づくりなど、新たな過疎対策の視点も加え、道内過疎地域が持つ価値や役割を生かして持続的に発展していけるよう様々な施策を総合的に進める。
- 北海道総合計画における道央、道南、道北、オホーツク、十勝及び釧路・根室圏の6つの連携地域において策定する「連携地域別政策展開方針」との整合を図り、道と市町村が連携・協働し、広域的な視点からの効果的な取組ができるよう、地域に根ざした政策を展開。

2 施策に関する事項

(1) 移住・定住及び地域間交流の促進、人材の育成

【主な施策】

- 移住・定住の促進
- 関係人口の創出・拡大及び二地域居住の促進
- 地域間交流の促進
- 人材の育成・確保

(2) 産業の振興

【主な施策】

- 農林水産業の振興
- 地場産業の振興
- 企業誘致対策
- 創業の促進
- 商業の振興
- 観光の振興
- 情報通信産業の振興
- 港湾施設の充実

(3) 地域における情報化

【主な施策】

- A Iなどのデジタル技術を活用した地域づくり
- A Iなどのデジタル技術を活用した産業の活性化
- 市町村の自治体D Xの促進
- 情報通信格差の是正

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保

【主な施策】

- 道路の整備
- 農道、林道の整備
- 多様な交通確保対策

(5) 生活環境の整備

【主な施策】

- 水道、下水処理施設等の整備
- 消防施設及び救急業務の充実
- 野生鳥獣対策

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

【主な施策】

- 子育て環境の確保
- 高齢者の保健・福祉の向上及び増進
- 障がいのある人の保健・福祉の向上及び増進

(7) 医療の確保

【主な施策】

- 医療提供体制の整備
- 医師の地域偏在対策
- へき地医療対策

(8) 教育の振興

【主な施策】

- 小・中学校の教育施設等の整備
- 地域創生の視点を踏まえた特色ある高校づくり
- 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

(9) 集落の整備

【主な施策】

- 地域の主体的な集落対策への支援
- 集落の課題解決のために必要な取組の支援
- 集落の活性化を担う人材の育成・確保

(10) 地域文化の振興等

【主な施策】

- 道民の文化活動の促進
- 文化活動を担う人材の育成
- 歴史的文化遺産の保存及び活用

(11) 再生可能エネルギーの利用の促進

【主な施策】

- 地域の豊富な新エネルギーの導入の促進
- 送電インフラの整備や水素の有効活用に向けた基盤の整備
- G X産業の集積